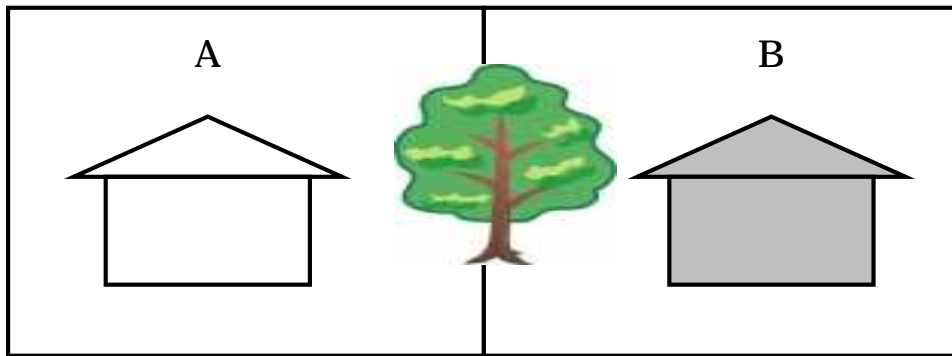


【あき地管理の適正化に関する条例が適用されない例】

(1) 隣家 B の敷地から木や根の越境があった場合



B 所有の木の枝が境界線を越えている場合

☞ A は日常生活に支障があるような場合に、B に境界線を越える部分を切り取るよう請求することができるが、B の承諾なしでは切り取ることができない。

(民法第 233 条第 1 項)

B 所有の木の根が境界線を越えて出ている場合

☞ A は境界線を越えて出ている根を切り取ることができる。

(民法第 233 条第 2 項)

(2) 空き家の敷地から木の越境、雑草の繁茂

空き家は、土地の活用として現に使用していないとはみない。

(3) 草木が繁茂するなど不良状態の墓地

墓は、土地の活用として現に使用していないとはみない。